

**「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」
における議論のとりまとめ
(概要)**

**厚生労働省 保険局・年金局
2019年9月27日**

「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」について

- 法律上、短時間労働者に対する社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用範囲については、2019年9月末までに検討を行うこととされている。
- 加えて、平均寿命が延伸し「人生100年時代」を迎え、「教育・仕事・引退」という3ステージの単線型の人生からマルチステージの人生を送るようになる中で、働き方の多様化に向けた動きが生じている。
- これらの動きを踏まえた社会保険制度としての課題や対応について、社会保障審議会の医療保険部会及び年金部会における検討に資するよう、保険局長及び年金局長の招集により、関連分野の有識者や労働者・使用者団体からなる懇談会を開催。
- 以下の論点について、被用者にふさわしい保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築等の観点から検討。
 - ✓ 短時間労働者に対する社会保険の適用範囲のあり方
 - ✓ 働き方の多様化等を踏まえた社会保険の適用におけるその他の課題

構成員

○有識者

座長 遠藤 久夫	国立社会保障・人口問題研究所長
海上 泰生	立教大学兼任講師（日本政策金融公庫総合研究所主席研究員）
海老原 嗣生	株式会社ニッチモ代表取締役
菅原 琢磨	法政大学経済学部教授
田中 和子	博報堂リーママプロジェクトファウンダー・株式会社VoiceVision
原 佳奈子	株式会社TIMコンサルティング取締役
平田 未緒	株式会社働きかた研究所代表取締役
山田 久	日本総合研究所理事

○労働者・使用者団体等

健康保険組合連合会	全国町村会
全国健康保険協会	日本経済団体連合会
全国市長会	日本商工会議所
全国商工会連合会	日本労働組合総連合会
全国知事会	UAゼンセン
全国中小企業団体中央会	計 19名

各回の経過

第1回（2018年12月18日）	事務局説明・意見交換	第6回（2019年5月31日）	意見交換
第2回～第4回（2019年2～3月）	関係団体ヒアリング（計3回・13団体）	第7回（2019年9月2日）	議論の整理
第5回（2019年4月16日）	ヒアリング・企業アンケート・JILPT調査結果に係る議論	第8回（2019年9月20日）	議論のとりまとめ

ヒアリング先（※ヒアリング実施順）

- 全国ビルメンテナンス協会
- 日本フードサービス協会
- 日本チェーンストア協会
- 日本スーパーマーケット協会
- UAゼンセン
- NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
- 全国社会保険労務士会連合会
- 全国スーパーマーケット協会
- 日本惣菜協会
- プロフェッショナル&パラルルキャリア・フリース協会
- 『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会
- 全国生活衛生同業組合中央会
- 全国コミュニティ・ユニオン連合会

＜ 短時間労働者に対するこれまでの適用拡大の結果及び影響の検証① ＞

① 適用拡大の施行状況について

- 義務的な適用拡大の対象者は制度施行後一貫して増加。任意的適用拡大についても、制度施行後、事業所数・短時間被保険者数とも一貫して増加。
- 先般の適用拡大によって新たに適用対象に含まれたのは、週労働時間20～30時間の雇用者約450万人中約40万人規模。
- 短時間被保険者の属性を見ると、40～50歳代の女性、60歳以上の高齢者が多い。
- 短時間被保険者の適用拡大前の公的年金加入状況を見ると、
 - ・ 第1号被保険者が約4割、第3号被保険者・厚年被保険者・被保険者でなかった者がそれぞれ約2割
⇒ 短時間被保険者は主婦だけでない多様な属性の者で構成。
 - ・ 元第1号被保険者の納付状況を見ると、約半数が免除または未納。雇用者は自営業主等に比べ完納者の割合が低い
⇒ 適用拡大は低年金リスク低減に効果。
- 短時間被保険者は一部業種に偏在（「卸売・小売」、「医療・福祉」、「運輸、郵便」）。事業主の保険料負担は、新たに被保険者となった労働者一人一人の標準報酬の概ね14.15%になり、全事業者の負担総額では年間約850億円と見られるが、これも同様に偏在の可能性。

② 労働政策研究・研修機構（JILPT）による調査結果

（事業所の動向）

- 適用拡大に伴う雇用管理上の見直し（労働時間延長・短縮など）については、労働者の希望を踏まえたケースが多数を占め、コスト回避目的の見直しは限定的。
- 任意的適用拡大制度は、多くの事業所に認知されているが、利用意向は少数。利用・不利用いずれにも人材確保に加え短時間労働者の意向が影響。
- 更なる適用拡大への対応としては、従業員への保険加入に前向きな回答が最多で4割超。人手不足の中、処遇改善の必要性への認識が窺われる。

（短時間労働者の働き方への影響）

- 適用拡大に際して働き方を変えなかった者が8割超。変えた者のうち、半数超（54.9%）が手取り収入が減少しないよう労働時間を延長。適用拡大は、働き方を変えた者についても、適用回避のための労働時間短縮というより、短時間労働者が能力発揮の機会を広げる方向に比較的多く作用。また、労働時間短縮の動きは第1号被保険者より第3号被保険者の方が多かったが、第3号被保険者の中でも労働時間延長の動きのほうが相対的に大きかった。
- 労働時間延長など保険適用の方向に働き方を変えた理由としては、元第1号被保険者は保険料負担減、元第3号被保険者は手取り収入の維持・向上、両者共通で将来の年金増など。元第3号被保険者による労働時間短縮などの理由としては、配偶者控除や健康保険の被扶養制度。被用者保険適用のメリットも認識されている一方、税・社会保険は依然として就業調整要因。
- 第3号被保険者の適用拡大への対応は、年齢、社会保険加入の捉え方（魅力を感じるか否か）、世帯年収によって差異がある。
- 自身の働きの家計への影響が大きい短時間労働者ほど、適用拡大に際して保険加入を選び、家計に余裕のある短時間労働者ほど適用を回避する傾向。²

＜ 短時間労働者に対するこれまでの適用拡大の結果及び影響の検証② ＞

③ 関係団体に対するヒアリング結果

- ： 第2回～第4回懇談会において、適用拡大の影響が大きい業種の団体、非適用業種の団体、働き方の多様化に関する団体、労働者団体など、計13団体に対してヒアリングを実施。
- ⇒ 適用拡大によって、労働時間を短縮する動きが目立ち、労働力不足に拍車がかかったとの意見と、労働時間を短縮する動きは限定的であったとの意見の双方があった。
- ⇒ 短時間労働者を多く雇用する労働集約的な産業からは、利益率が低い中、適用拡大に伴う社会保険料負担の増加は企業経営に対して無視できない影響を与えたとの意見があり、適用拡大が与えた影響は各産業によってその程度に違いが生じていることが窺われた。

④ 適用拡大企業に対するアンケート結果

- ： 厚生労働省年金局において、2019年（平成31年）2～3月、適用拡大対象の従業員数501人以上の企業・任意的適用拡大を導入した従業員500人以下企業に対しアンケート。
- ⇒ 適用拡大による影響については、短時間労働者の適用回避行動が一定数見られたこと、そのことにより人手不足にさらなる影響を与えていること、社会保険料負担の増加が経営に与える影響が大きいなど、企業経営に対する負の影響も指摘された。
- ⇒ 反面、従業員への丁寧な説明により適用回避行動をある程度解消できること、むしろ人員確保や従業員の福利厚生向上に資することなど、負の影響が軽微・減殺可能、あるいは正の影響があるという認識も確認された。

< 今後の検討の方向性① >

基本的な考え方

1. 被用者にふさわしい保障の実現

- 被用者でありながら国民年金・国民健康保険加入となっている者に対して、被用者による支えあいの仕組みである厚生年金による保障（報酬比例の上乗せ給付）や健康保険による保障（病気や出産に対する傷病手当金や出産手当金の支給）が確保される。
- 保険料についても、被用者保険では労使折半の負担となる。

2. 働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築

- 労働者の働き方や企業による雇い方の選択において、社会保険制度における取扱いによって選択を歪められたり、不公平を生じたりすることがないようにする。
- 適用拡大などを通じて働き方に中立的な制度が実現すれば、働きたい人の能力発揮の機会や企業運営に必要な労働力が確保されやすくなることが期待できる。

3. 社会保障の機能強化

- 適用拡大によって厚生年金の適用対象となった者は、定額の基礎年金に加え、報酬比例給付による保障を受けられるようになる。
- 適用拡大はどのような働き方であっても共通に保障される給付である基礎年金の水準の確保につながり、これによる年金制度における所得再分配機能の維持にも資する。
（2014年（平成26年）及び2019年（令和元年）の財政検証のオプション試算においては、適用拡大の具体的な内容に関して複数の仮定を置いた上で、上述の基礎年金水準の確保の効果が具体的に示された。）



- 本懇談会では、被用者として働く者については被用者保険に加入するという基本的考え方が示された。また、具体的な適用拡大の進め方については、人手不足や社会保険料負担を通じた企業経営への影響等に留意しつつ、丁寧な検討を行う必要性が示された。

< 今後の検討の方向性② >

短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲のあり方

企業規模要件

- 被用者にふさわしい保障の確保や経済活動への中立性の維持、法律上経過措置としての規定となっていることなどの観点から、本来的な制度のあり方としては撤廃すべきものであるとの位置づけで対象を拡大していく必要性が示された。また、現実的な問題として、事業者負担の大きさを考慮した上で、負担が過重なものとならないよう、施行の時期・あり方等における配慮や支援措置の必要性について指摘された。

労働時間要件

- 被用者に相応しい保障を確保する趣旨を踏まえつつ、他の論点との優先順位や短時間労働者の就業に与える影響等も慎重に考慮した検討の必要性が示された。

賃金要件

- 就業調整の要因となるなど課題も示された一方、国民年金第1号被保険者とのバランスや、短時間労働者の就業に与える影響、賃金要件と最低賃金の水準との関係を踏まえて、制度の見直しの緊要性の程度も念頭に置いた検討の必要性が示された。

勤務期間要件

- 勤務期間要件については、事業主負担が過重にならないようにするという趣旨や、実務上の取扱いの現状を踏まえて、要件の見直しの必要性が共有された。

学生除外要件

- 事業主の事務負担への配慮という制度趣旨を念頭に置きつつ、近時の学生の就労状況の多様化や労働市場の情勢等も踏まえ、見直しの可否について検討する必要性が示された。

< 今後の検討の方向性③ >

短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲のあり方 (承前)

(健康保険における対応)

- 健康保険との関係については、厚生年金との制度上の差異に係る指摘があった一方、働き方に中立で公平な制度とする観点や実務上の課題を踏まえ、一体的適用を維持することの必要性も示された。
- 医療保険財政についても、考えられる影響について適切な試算を行った上で、所要の対応策を講じる必要性が指摘された。

(第3号被保険者制度)

- 働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度とするため、まずは更なる適用拡大を通じて、ある程度働く短時間労働者については被用者保険に加入する形を目指しつつ、制度のあり方についての将来像を議論していく必要性が指摘された。

被用者保険の適用事業所の範囲

- 本来、事業形態、業種、従業員数などにかかわらず被用者にふさわしい保障を確保するのが基本であるとの考え方が示された。その上で、非適用とされた制度創設時の考え方と現状、各業種それぞれの経営・雇用環境などを個別に踏まえつつ検討すべきとの認識が示された。
- 関連して、個人事業主本人に対する保障のあり方、未適用事業所に対する日本年金機構における対応の継続、被保険者の移動による国民健康保険の財政への影響についても指摘された。

複数事業所就業者に対する被用者保険の適用のあり方

- 複数事業所で就業する者については、該当する労働者に相応しい保障を確保する方策について、実務上の実行可能性も踏まえて引き続き議論していく必要性や、現行の適用の仕組みの効率化を図る必要性が指摘された。

雇用類似の働き方への対応

- 雇用類似の働き方への対応については、被用者性の高い個人事業主の保護を図る観点から、制度上・実務上の課題も踏まえつつ、働き方の多様化の進展に応じてどのような対応ができるか、引き続き議論していく必要性が指摘された。



- 提示された方向性を踏まえつつ、現実に適用拡大により影響を受ける者へも配慮しながら、社会経済の大きな変化に対応する形で社会保険の適用拡大をはじめ、働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応について、社会保障審議会医療保険部会、年金部会など適切な検討の場において検討を深め、積極的に推進していただくことを強く期待する。